

令和2年5月8日

自由民主党福岡県宅建支部 支部長 殿

自由民主党福岡県支部連合会  
政務調査会長 吉村 悠



新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望についての  
行政による回答の送付について

冠省

先日ご提出いただいております貴支部からの要望につきまして、福岡県より回答を得ましたので、送付させていただきます。ご査収のうえ、今後の支部活動等でご活用賜れば幸いです。

なお、自民党福岡県連政務調査会としましては、現在の福岡県の回答が十分であるとは考えておりません。従いまして貴支部の要望をしっかりと受け止め、さらなる支援対策を県当局が講じるよう知事に対して要望を続けてまいります。

草々

新型コロナウイルス感染症に関する政府・福岡県への緊急要望事項

(宅建) 支部

要望事項

(1) 具体的内容

『新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令に伴う管内登記所の事務処理について』

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、東京法務局、横浜地方法務局、さいたま地方法務局、千葉地方法務局、大阪法務局、神戸地方法務局および福岡法務局においては、新型コロナウイルス感染症対策として、担当職員の通勤の抑制を始めとする感染防止のための取り組みを行いながら業務を行わざるを得ない状況となり、諸々の登記手続きが大幅に遅延するという事態となっております。

このことにより、不動産取引において、物件の引渡しの遅延、開発や造成工事の遅延などから、売主が契約の解除や違約金の請求等が行われるなど契約当事者間でトラブルが発生しはじめております。

このような事態は不可抗力と評価できるものですが、他の施策同様早急な対応が求められます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令に伴う管内登記所の事務処理上生じた登記手続きの遅延を理由とする契約解除や違約金の請求等の措置を執らないように国や関係機関から要請していただくようお願いいたします。

(2) 県の回答

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う法務局における諸々の登記手続きの遅延は、不動産取引に係る契約解除や違約金の請求等トラブルの発生に繋がること懸念されます。

このため、宅地建物の円滑な取引に支障が生じることのないよう、登記所における事務処理上の配慮について、国に伝えてまいります。

担当課 (室)  
建築指導課

担当者・内線  
宅建業係 徳永 (4676)

新型コロナウイルス感染症に関する政府・福岡県への緊急要望事項

( 宅建 ) 支部

要望事項

( 1 ) 具体的内容

『中小事業者（テナント）に対する賃料の助成について』

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に盛り込まれた地方自治体への1兆円の臨時交付金を活用し、コロナ感染で売り上げが減少した中小事業者（テナント）に対する賃料助成制度の創設をお願いしたい。

( 2 ) 県の回答

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本当に多くの事業者が影響を受けています。

売上が50%以上減った事業者は、国から「持続化給付金」が支給されることによって一定範囲、支援が受けられるが、感染症拡大の影響を受けているものの、売上減少が50%未満の事業者には何も支援がない状況です。

そこで、本県としては、国の給付金の対象とならない、売上が30%以上50%未満減った事業者を対象に、事業全般に広く使用できる「福岡県持続化緊急支援金」によって最大50万円の支援を行うこととしています。

こうした国と県の支援により、県内中小企業者等14万5千のうち、7割近い約10万をカバーできると考えています。

国及び県が一体となって、県内の幅広い事業者の事業継続を支援することで、広範囲に県の地域経済を支えていきます。

また、事業継続や新たな販路開拓等に向けて支援するために、家賃、リース料、人件費などの固定費に対する補助等の休業補償について、地域・団体の要望等を十分踏まえ、国において十分なる手当をしていただくようこれからも力強く働きかけてまいります。

あわせて、全国知事会を通じて、家賃軽減等の法的措置の制度化や支援制度の創設について要望を行っています。

担当課（室）

中小企業振興課  
商工政策課

担当者・内線

地域経済係 山北（内線 3668）  
予算・重点班 佐々木（内線 3614）